

藤沢市^り罹災証明書等交付要綱

制定 平成 29 年 10 月 1 日

最終改正 令和 5 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、市長が、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 90 条の 2 第 1 項の規定に基づき本市の区域内で発生した災害によって生じた被害に係る証明書を交付することに関し、必要事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害をいう
- (2) 証明書 ^り罹災証明書、非住家及び動産等^り罹災確認証明書及び^り罹災届出証明書をいう
- (3) 住家 現実に居住のため使用している建築物をいう
- (4) 非住家 住家以外の建築物をいう

(証明書の対象)

第 3 条 証明書の対象は、次に定めるとおりとする。

- (1) 住家
- (2) 非住家
- (3) 住家又は非住家に付帯する工作物のうち、市長が被災者救援のため証明書を発行することが適当であると認めたもの
- (4) 自動車その他の動産のうち、市長が被災者救援のため証明書を発行することが適当であると認めたもの
- (5) その他、災害の状況に応じて、市長が被災者救援のため証明書を発行することが適当であると認めたもの

(証明書の区分)

第4条 市長は、次に掲げる区分により、罹災等の証明を行うものとする。

(1) 罹災証明書 災害により生じた、前条第1号に掲げる不動産の被害について、罹災した物件、原因となった災害に関する事項及び被害の程度を証明する。

(2) 非住家及び動産等罹災確認証明書 災害により生じた、前条第2号に掲げる不動産の被害、及び前条第3号、第4号及び第5号に掲げる動産等の被害について、罹災した物件、原因となった災害に関する事項及び被害の内容を証明する。

(3) 罹災届出証明書 前条各号に掲げる対象の被害について、罹災した物件、原因となった災害に関する事項及び被害の内容における届出の事実について証明する。

2 証明書は、被害の危険度及び被害額については証明しない。

(証明書の交付申請)

第5条 証明書の交付申請を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 災害により、自らが所有する第3条各号に掲げる証明の対象物に被害を受けた者。

(2) 災害により、自らが居住する住家に被害を受けた者。

2 証明書の交付を受けようとする者は、申請する証明書の種類に応じて、第1号様式、第2号様式又は第3号様式に、必要事項を記入し、市長に申請するものとする。

3 市長は、申請に関し調査をするため、罹災した不動産等に係る所有権等を証する書類及び被害の程度の確認等に必要な写真等の資料について、申請者に提出を求めることができる。

4 申請者は、個人番号カード、運転免許証、旅券その他の本人であることを示す書類を提示しなければならない。

(申請期間)

第6条 証明書の交付を受けようとする者は、罹災した日から3か月以内に、前条の規定に基づき、申請を行わなければならない。ただし、罹災

届出証明書については、その限りではない。

- 2 市長は、災害により本市に甚大な被害が生じ、申請期間の延長が必要であると認めた場合及び申請者が前項に規定する期間内に申請を行うことが著しく困難であったと認めた場合は、当該災害に係る証明書の申請期間について、前項の規定にかかわらず、これを延長することができる。

(証明書の交付)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、申請内容に応じ被害状況等の調査を行い、次項に規定する証明書の区分に応じた条件に照らし、適当と認められる場合には、申請内容に応じて、第4号様式、第5号様式又は第6号様式により、証明書を申請者に交付するものとする。

- 2 証明書の区分に応じた条件は次に定めるとおりとする。

- (1) 罹災証明書 災害により生じた、第3条第1号に掲げる不動産の被害について、職員による現場調査、又は罹災した者による立証等の方法により、必要な確認をすることができる場合
- (2) 非住家及び動産等罹災確認証明書 災害により生じた、第3条第2号から第5号までに掲げる対象への被害について、罹災時点での気象状況や被害状況の写真等の記録、又は職員による現場調査等の方法により、災害によって被害を受けたことが確認できる場合
- (3) 罹災届出証明書 災害により生じた、第1号に規定する確認が困難な第3条第1号に掲げる不動産の被害及び、第2号に規定する確認が困難である第3条第2号から第5号までに掲げる対象への被害について、罹災した旨の届出があり、その届出の事実について証明できる場合

- 3 証明書の書式が提出先において特に定めがある場合には、第1項の規定にかかわらず、その提出先の様式を用いることができる。

(再調査)

第8条 前条第1項の規定により罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された罹災の程度について、相当の理由を持って修

正を求めるときは、市長に対し、再調査を申請することができる。

2 前項の規定により再調査の申請を行う者は、第7号様式に必要事項を記入し、従前に交付を受けた罹災^り証明書を添えて、市長に申請するものとする。

3 市長は、再調査を行うため、被害の程度の確認等に必要な写真等の資料について、申請者に提出を求めることができる。

4 市長は、第1項の規定による申請があり、再調査申請理由が適当であると認めたときは、被害状況等の再調査を行い、適当と認められる場合には、第4号様式により、罹災^り証明書を申請者に交付するものとする。
(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年6月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年12月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年9月9日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年9月13日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月23日より施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。